

# ふわく山の会夏山登山に関する内規

主旨 夏山登山に関して、基本的な事項についての慣習を内規として定める。

第1条 実施期間は、7月から8月内の約1ヶ月の期間を夏山実行委員会が定めて幹事に諮る。

※ 実施期間中における指定山域内での泊付山行は、同一山域、日程が一日又は全日において重複する事は、公開、自主を問わず自粛する。

第2条 山域: 北アルプス、南アルプス、中央アルプス、白山、八ヶ岳連峰<sup>くびきさんかい</sup>、頸城山塊、北信越山塊、谷川岳山域、富士山とする。

第3条 夏山実行委員会の編成は、以下のメンバーにより編成する。

実行委員長 1名

副委員長 若干名

実行委員 ① 各山行部より、3名を選出する。

② 四役および安全対策部から各1名を選出する。

③ 会計(1名)は、委員の中から実行委員長が委嘱する。

第4条 夏山リーダーの委嘱は、下記の方法でリーダーを募集し委嘱する。

1 各山行部にリーダーの選定とコースの設定を依頼する。

2 夏山登山リーダー経験者に委員会から依頼する。

3 会報に一般公募してリーダー希望者を募る。

4 全リーダー登録者に対しリーダーの要請をする。

第5条 夏山登山に関する会計処理は、一般会計とは別に夏山登山独自の会計にて取り扱う。

1 夏山登山参加者は、1山行につき 1000円の申込金を納入する。

申込金は夏山説明会にて 納入する。この申込金はいかなる場合であっても返金しない。

2 夏山登山実行に必要な、夏山登山独自の費用を支出する。

① 岩場通過訓練に伴う指導者、指導補助者の交通費

② リーダー委嘱者へのリーダー実施費用を下記基準により支出する。

リーダー経費 = 1500円 + 500円 × 泊数 + 100円 × 参加人員

調査費、通信費、資料事務費として支給しますので 参加者からは別途徴収しない。

③ 実行員会としての必要経費(通信費、事務費他)

④ 留守本部担当者謝礼・・・1単位(4日～6日) 正 1000円、副1000円

⑤ 計画の山行が天変地異等により、日程を変更して実施した場合に、参加者が著しく減少し、交通費等の参加者負担が生じた場合に、その費用の一部を補填する。( 目途は半額)

⑥ 実行委員会、リーダー会の活動に対する行動費、交通費 は、会の行動費、交通費支給に関する内規を準用する。

3 夏山の収支決算は、実行委員会に報告し、承認を受ける。その後、会報に掲載する。

第6条 参加申込み後にキャンセルが生じた場合には、一定のキャンセル料を負担する。

金額は当該コースのリーダー判断によるものとする。

第7条 事前訓練は、夏山登山長丁場に対応する体力増強と技術の習得を目的に行う。

1 ★★★以上のコースに参加する会員は、公開山行・自主山行に参加することとする。

2 リーダーは訓練山行を実施し、参加メンバーの力量把握とチーム融和を図る。

第8条 非会員の参加は、基本的に禁止とする。

第9条 事故が発生した場合には、必要に応じてふわく山の会が救難対策として対応する。

《当該リーダー→夏山留守本部→ふわく救難対策本部(本部長・ふわく会長)》

→ 警察署・事故者家族

第10条 リーダーは、参加者数が10名を越える場合には、複数のサブリーダーを選任して班分けする。

第11条 この内規の改定は、幹事会の承認を経て行なう。

附則

2008年 4月2日 制定

2009年12月2日 改定

2010年12月1日 改定

2011年12月6日 改定

2013年 2月 6日 改訂

2013年 12月 25日改定

2015年 1月 7日 改定

2018年 1月 24日 改定